

東チモール国際平和協力業務の実施の結果

平成 1 1 年 1 1 月

この報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第7条の規定に基づき、国会に報告するものである。

東チモール国際平和協力業務の実施の結果

1 経緯

東チモールに関しては、1970年代半ば以降、インドネシア共和国及び旧宗主国であるポルトガル共和国を含む国際社会において、その国際的な地位を巡って問題が生じていたが、昨年5月以降、同地域のインドネシア共和国からの独立を求める勢力と同地域のインドネシア共和国との統合の維持を求める勢力との間の対立が深刻化し、両勢力の武装組織の間で武力紛争が再発するに至った。その後、本年4月に両勢力の武装組織等の間で和平合意が成立し、翌5月にはインドネシア共和国、ポルトガル共和国及び国際連合の間で、インドネシア共和国政府が提案した東チモールにおける特別な自治に関する枠組案に対する東チモール人の民意を、本年8月に、東チモール人による直接投票で確認すること等を内容とする基本合意等が成立した。

この直接投票については、本年6月の国際連合の安全保障理事会決議に基づき設立された国際連合東チモール・ミッション（以下「UNAMET」という。）により行われる国際連合平和維持活動により、組織し、実施された。

我が国に対しては、文民警察分野への要員の派遣について、国際連合から要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件も満たされていた。具体的には、国際平和協力法第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持す

るとの紛争当事者間の合意があり、受入れ国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、UNAMETについてそれらが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入れ国の同意も得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、UNAMETにより行われる国際連合平和維持活動に対し人的な協力を行うこととした。このため、本年6月29日、「東チモール国際平和協力業務の実施について」及び「東チモール国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成11年政令第212号）」の閣議決定を行い、同月30日に東チモール国際平和協力隊を設置し、これにより、国際平和協力業務を実施した。

なお、我が国は、UNAMETの円滑な任務遂行に協力するため、本年6月、国際平和協力法に基づく物資協力として、直接投票に係る東チモール人に対する広報活動に使用するためのラジオ2,000台を国際連合に対して無償で譲渡した。

2 東チモール国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

(1) 文民警察業務の概要

折田康徳警視長以下3名の文民警察要員は、国際平和協力本部による研修を経て、本年7月4日に本邦を出発、同月6日から4日間、オーストラリアのダーウィンでUNAMETによる訓練を受けた後、同月10日に東チモールに到着し、UNAMETの文民警察要員の一人として業務を実施し、8月30日の直接投票の実施、9月4日の投票結果の発表を見届け、任務終了の後、9月9日に全員帰国した。折田警視長及び三方正行警部はディリのUNAMET本部に配置され、椎屋法久警視はデ

イリのUNAMET本部で業務に従事した後、7月24日よりジャカルタのUNAMET事務所に配置された。

折田警視長は、UNAMETの文民警察コミッショナーの上級顧問として、また、他の2名は、渉外担当として、東チモールの治安維持に責任を有するインドネシア警察に対する助言等の業務を実施した。具体的には、州警察本部等において、東チモールで発生した各種事件に関する情報を収集し、必要に応じ関係部門への助言を行い、また、ディリを含む13ヶ所の州警察地域本部及び8ヶ所のUNAMET文民警察地域本部において、各種治安情報の収集を行ったほか、各種会議に出席する等の業務を行った。

この間、文民警察要員は、連絡調整要員等の我が国政府職員と共に住居を借り上げ、現地で食料等を調達して共同生活を営んだ。

直接投票に係る有権者登録は本年7月16日から8月8日まで行われ、海外の有権者も含めて合計451,792人が有権者として登録を受けた。続いてキャンペーンが8月14日から同月27日まで行われ、2日間の冷却期間を置いた後、同月30日に投票が行われた。東チモール内の200ヶ所の投票センターでは全体として円滑かつ平穩に投票が行われ、早朝から多くの住民が投票センターに詰めかけるなど住民の投票に対する意識は高く、最終的な投票率は約99%に達した。9月4日に国際連合本部及びUNAMETにより発表された投票結果は以下のとおりである。

	有効投票数	有効投票総数に占める割合
自治提案受入れ	94,388票	21.5%
自治提案拒否	344,580票	78.5%

これを受け、本年10月20日、インドネシア共和国の最高意思決定

機関である国民協議会において、直接投票の結果を受け入れること等を内容とする国民協議会決定が採択された。

治安状況は、直接投票が実施されるまでは殺傷事件が散発的に発生していたものの、大きな変化は見られなかった。しかし、直接投票の実施後、直接投票当日に東チモール西部のエルメラ県でUNAMETの現地職員が殺害される事件が発生したのを始め、東チモール西部でUNAMETの現地職員等を標的とした襲撃事件が続発した。さらに、直接投票の結果発表が行われた9月4日以降、リキサにおいてUNAMET要員の乗った車両が銃撃され米国籍の文民警察要員が負傷する事件が発生したのを始め、東チモール西部を中心としてUNAMETの地方事務所が襲撃される事件が頻発する等、東チモールの治安状況は急激に悪化した。これを受けてUNAMETは地方事務所の要員を逐次ディリのUNAMET本部に引き揚げさせ、9月7日までにすべての地方事務所から要員が引き揚げた。他方、ディリにおいても銃撃、放火等の事件が頻発し、東チモールの治安状況に改善の兆しが見られないことを受け、9月14日、UNAMETはディリの本部を閉鎖し、一部の要員を残して、オーストラリアのダーウィンに一時退避した。

(2) 連絡調整業務の概要

関係省庁（総理府、警察庁）から派遣された連絡調整要員は、国際平和協力本部による研修を経て、本年7月2日から逐次業務を開始し、ディリに常時3名配置され、インドネシア政府当局その他の関係機関と我が国の文民警察要員との間の連絡調整業務に従事した後、9月9日までに全員帰国した。

連絡調整要員は、我が国の文民警察要員と密接に協力しつつ、インド

ネシア政府当局その他の関係機関にも積極的に接触して、我が国文民警察要員が業務を円滑かつ効果的に実施するための各種情報の収集に努めた。

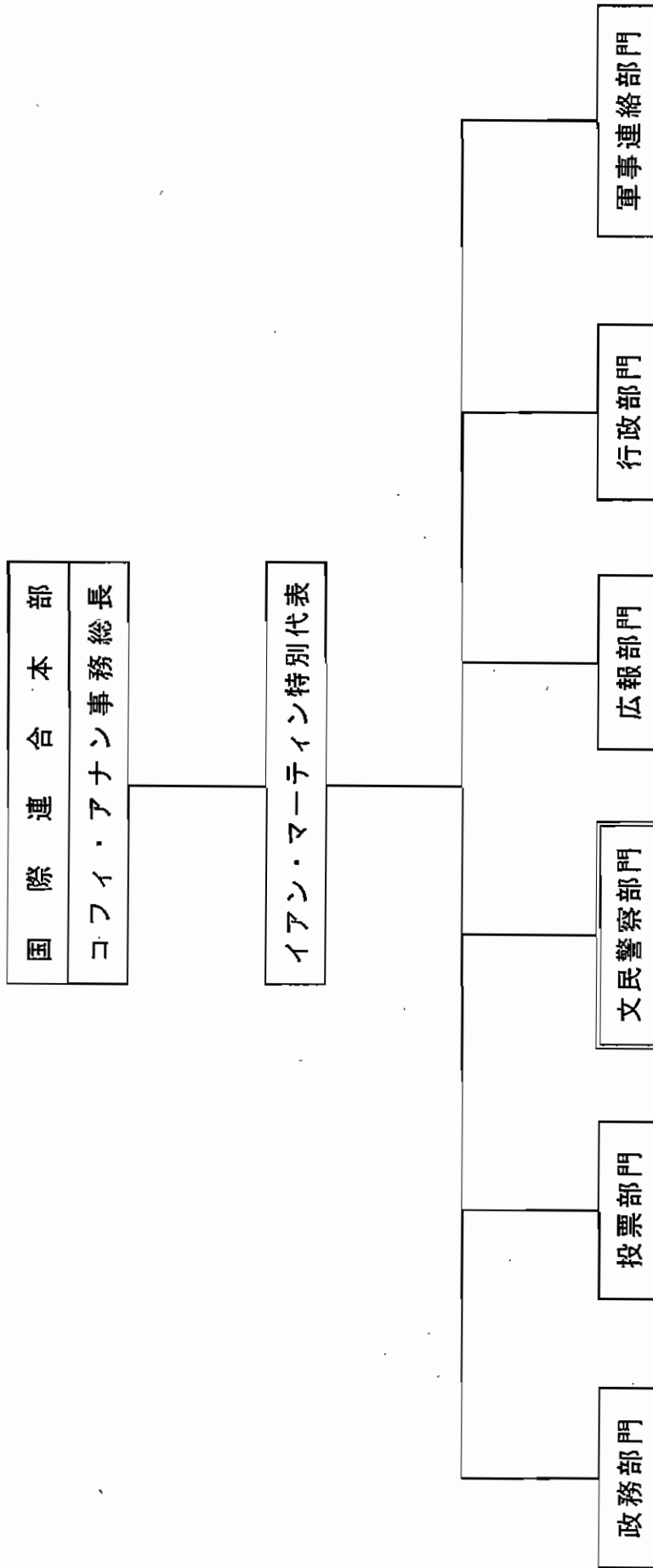
3 まとめ

投票結果の発表後の治安状況の急激な悪化により、UNAMETが一時退避せざるを得ない状況となったことは誠に残念なことではあるが、今回のUNAMETによる活動は、これを通じて東チモール人の自決と独立の権利の行使についての東チモール人の多数意思が直接投票という民主的手続により適切に確認され、国際の平和と安全にとって重要な意味を持つ東チモール問題の解決に道筋をつける上で重要な役割を果たしたと言える。我が国としても、人的な面を含めこのようなUNAMETの活動に対して協力をなし得たことの意義は大きい。

今回の東チモール国際平和協力業務は、我が国としてはカンボディアへの派遣以来二度目の文民警察要員の派遣となるが、我が国要員はUNAMETの文民警察部門の中核として各要員がその経験、能力を十分に発揮して業務を実施し、その誠実で精力的な仕事ぶりは、共に業務に従事した世界各国からの要員、東チモール関係者を始めとして国際社会から高い評価を受けた。

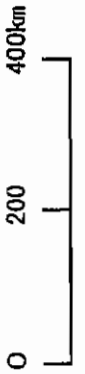
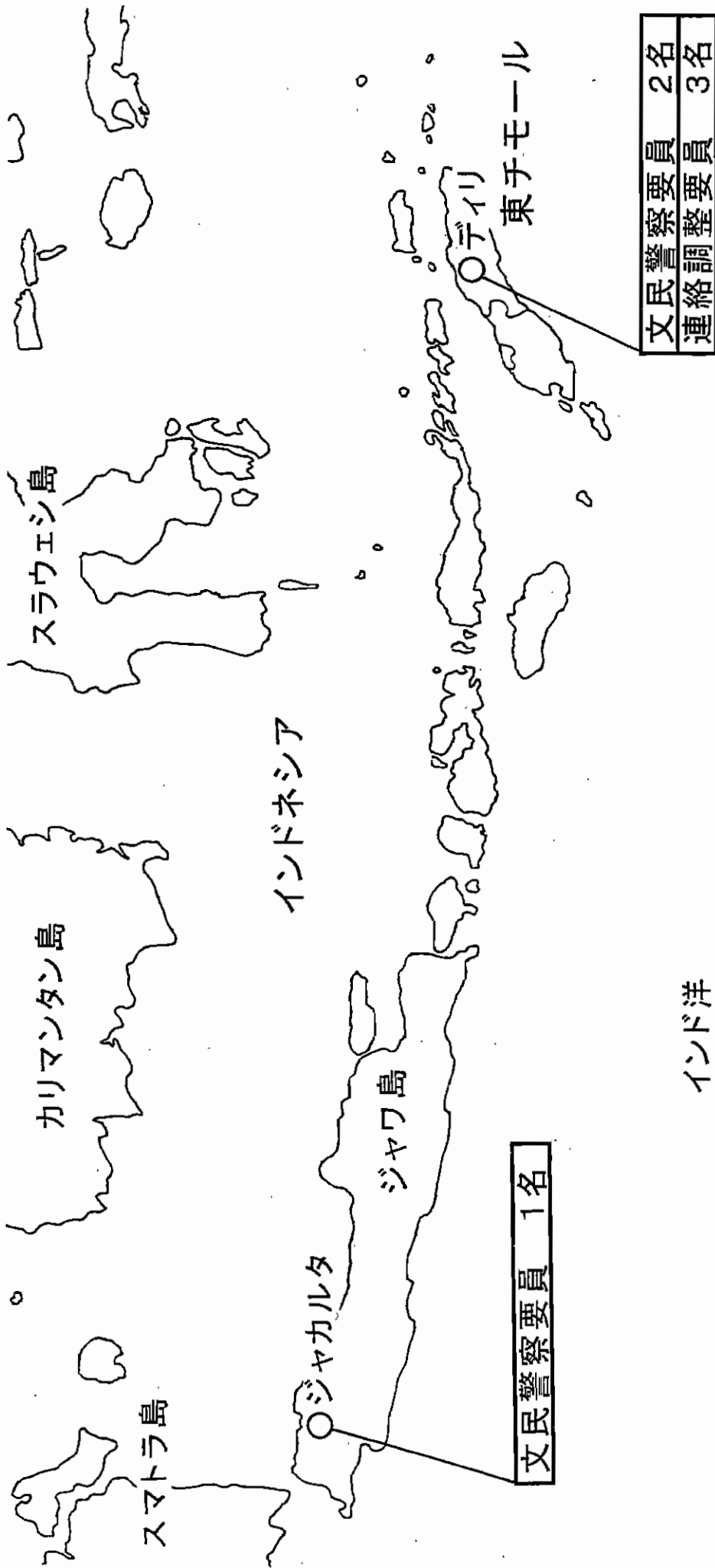
政府としては、今回の活動における貴重な経験を今後の業務の実施に生かすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に基づいて協力を進めていくこととしたい。

UNAMETの概要



注：二重線は我が国要員が配置された部門

我が国要員配置図



(参考2)



東チモール内における我が国要員配置図

